

○ **暴力団対策推進要領の全部改正について（通達）**

〔平成30年10月22日付け組対甲達第28号〕
〔石川県警察本部長から部課署長宛て〕

この要領は、石川県警察組織犯罪対策要綱を受けて、組織犯罪対策の重点の一つである暴力団対策を効果的に推進するため定めたもので、主な規定項目の概要は、次のとおりである。

- 暴力団対策の基本姿勢
- 推進体制の確立
- 実態解明
- 暴力団に対する取締り
- 取締りの重点
- 暴力団排除活動
- 暴力団被害の防止及び被害者への支援
- 広報・連絡等